別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	（略）
大型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における大型捕鯨業の操業は、禁止する。
小型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。
母船式捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
大中型まき網漁業	（略）
（新設）	（新設）
小型捕鯨業	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。 二　小型捕鯨業による歯鯨（まつこう鯨を除く。）の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
母船式捕鯨業	一　アメリカ合衆国の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。 二　前号の規定は、次に掲げる海域において行う転載又は積込み（ヘに掲げる海域において行うものにあつては毎年一月一日から十月十四日まで、トに掲げる海域において行うものにあつては毎年十月十五日から十二月三十一日まで、リに掲げる海域において行うものにあつては毎年十一月一日から翌年四月三十日までの期間内において行うものに限る。）には、適用しない。 イ　セント・マシュー島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百七十二度四十六分の線以東、西経百七十二度二十九分の線以西の同島の北側の海域並びに西経百七十二度三十五分の線以東、西経百七十二度十七分の線以西及び西経百七十三度四分の線以東、西経百七十二度五十四分の線以西の同島の南側の海域 ロ　セント・ジョージ島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域 ハ　ウムナク島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百六十八度四十分の線以東、西経百六十八度二十五分の線以西の同島の北側の海域及び西経百六十九度の線以東、西経百六十八度五十分の線以西の同島の北側の海域並びに西経百六十八度三十分の線以東、西経百六十八度十五分の線以西の同島の南側の海域